

本宿自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、本宿自治会と称し事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、本宿町と代官町・赤松町・小和田2丁目・小和田3丁目・菱沼3丁目の一部の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、民主主義の精神に基づき地域住民の共同生活を通じ、良好な地域社会の維持及び形成に質することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 区域内の住民相互の親睦
- (2) 回覧板の回付等域内の住民相互の連絡
- (3) 地域内各種団体等(婦人会・老人会・民生委員児童委員・体育指導員・青少年指導員・青少年補導員・環境指導員・子供会等)並びに行政との連絡調整
- (4) 前号の地域内各種団体等との協議による補助金の交付
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会則)

第5条

1. 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。
2. 第1項に該当しない個人及び第2条に定める区域において事業所、またはそれに類する業務を行うものの代表者(管理者を含む)は、この会の事業を賛助するための賛助会員となることができる。ただし賛助会員は表決議権等を有しない。
3. 賛助会員対象者であっても会員登録を希望する場合はそれを推奨する。
4. 賛助会員の会費は運営内規に定める。

(入会)

第6条

1. 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、会長に申し出なければならない。
2. 会長は前項の申し出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱会等)

第7条

1. 会員が次の各号に該当する場合は脱会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より会長に脱会の申し出がされた場合

2. 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときはその資格を喪失する。

(役員)

第8条

1. 本会は次の役員を置く

(1) 会長 1名

会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長 若干名

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は、欠けた時は、その職務を代行する。

(3) 会計 3名

会計は会の会計、経理を処理する。

(4) 監査 2名

監査は、会計・経理の事務を監査する。

(5) 班長 若干名

班長は、班の用務を処理し、班を代表する。

(6) 評議員 若干名

評議員は、組を代表して総会に参加する。又会の通達事項を連絡する。

2. 本会に顧問もしくは、相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選挙又は推薦により選任する。なお、班長については、各評議員の互選による。評議員は組の代表者として組長も兼任する。

(役員任期)

第10条

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 欠員により選任された役員任期は前任者残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会・役員会・評議会とする。

(総会)

第12条

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回4月に開催し、臨時総会については会長が必要と認めたとき、又は全会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合に開催する。
2. 総会は評議員(組代表)で構成し、評議員の3分の2以上の出席で成立する。
3. 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他重要事項の決定
4. 総会の議長は、その総会において、出席した全員の中から選出する。

(総会の議事録)

第13条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数及び出席者数
 - (3) 審議事項・決議事項・議事の経過及びその結果
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(役員会)

第14条

1. 役員会は、必要の都度会長が招集し、総会に付議すべき事項や会の運営に必要な事項を決定する。
2. 役員会は、会長・副会長・会計及び会長が必要と認めたもので構成する。
3. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の議決)

第15条 各会議の議決の成立は、出席者の3分の2以上の賛成で決定する。

(資産の構成)

第16条 本会の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第17条 本会の資産は、役員会が管理を行う。

(会費)

第18条

1. 会費は1世帯当たり月額200円とする。
2. 会費の徴収は年1回とし、毎年5月に組長が担当内の会費を取りまとめ、班長に届ける班長は会計に納入する。
3. 前納された会費は返還されない。
4. 会費の額を変更する場合は、総会の決議を経て行う。

(経費の支弁)

第19条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第20条

1. 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合は、同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告・収支計画書・財産目録等として作成し、監査の承認を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門部の設置)

第23条

1. 本会に、文化部・体育部・環境部・防犯防災部・総務部・婦人部の専門部を置く。
2. 各専門部に部長1名・副部長1名・会計1名を置く。
3. 各専門部に部長・副部長は役員推薦により選任する。
4. 各専門部の部則は、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第24条 本会の事務所には、会則・会員名簿・議事録・収支に関する帳簿・財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(会則の改正等)

第25条

1. 本会則の改正は、総会の決議を得なければならない。
2. この会則を実施するための運営内規を定めることができる。運営内規は、役員会で決定する。

附 則

1. この会則は、昭和32年2月1日より施行する。
2. 昭和55年4月1日会則改正
3. 平成6年4月1日会則改正
4. 平成10年4月1日会則改正
5. 平成11年4月1日会則改正
6. 平成20年4月1日会則改正(第5条・第18条の改正)
7. 平成21年4月1日会則改正(第23条 第1項の一部改正)
8. 平成23年4月1日会則改正(第8条 第2項の一部改正)
9. 平成23年4月1日会則改正(第18条 第1項の一部改正)
10. 平成23年4月1日会則改正(第23条 第1項の一部改正)
11. 平成24年4月1日会則改正(第12条 第2項の一部改正)

参 考

附則(細則添付)

本宿自治会会則の一部改正について(平成23年4月1日会則改定)

会則8条(役員)を次の通り一部改正する。

1. 同条第2項に顧問を置くことができる。に「相談役」新設追加する。
会則18条(会費)を次の通り一部改正する。
1. 同条第1項の月額100円を「月額200円」に改正する。
会則23条(専門部の設置)を次の通り一部改正する。
1. 同条1項に「婦人部」を新設追加する。
会則12条(総会)を次の通り一部改正する。
1. 同条2項の新旧の評議員(組代表)を評議員とする。